



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジャパンペットアカデミー

3 代表者の氏名

川股昭彦

4 主たる事務所の所在地

長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口2251番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、ペット飼育の実態を把握し、ペット飼育者に対して模範となる飼育方法の普及及び啓蒙活動を行い、ペットによる被害をなくして環境の保全を図り、健全な社会形成に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成18年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木曾大桑さくらの会

3 代表者の氏名

生路聰

4 主たる事務所の所在地

長野県木曽郡大桑村大字野尻898番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、大桑村村民に対し、村内全域へ桜など花木の植樹とその保護育成と、自然環境の保全に関する事業を行い、主として将来における郷土の景観づくりを通してのむらづくり、まちづくりの推進を図る活動に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成18年10月26日(木) 午前10時

(2) 場所

松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者）

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア クリーニング師試験受験願書（保健所及び長野県衛生部食の安全・生活衛生チームに備え置く所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書（市販のもの可。写真は不要。）

ウ 写真（出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄にはってください。）

エ 受験資格を有する者であることを証明する書類（専門学校、各種学校は除きます。卒業証書の場合は原本と写しの両方を持参することとし、持参による提出のみ認めます。また、卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。）

(2) 受験手数料

受験手数料（7,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書にはり、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

平成18年9月1日(金)から平成18年9月8日(金)まで
(ただし、2日(土)・3日(日)は除きます。)

(4) 受付場所

ア 県内（長野市を除く）居住者は、その住所地を管轄する保健所へ持参してください。

イ 長野市内居住者は、長野市保健所へ持参してください。

ウ 県外居住者は、長野県衛生部食の安全・生活衛生チームへ持参若しくは郵送してください。郵便による受験申込みは、卒業証明書（原本）を提出する場合のみとし、書留又は簡易書留若しくは配達記録郵便を使用してください。（県庁専用郵便番号 380-8570）平成18年9月8日までの消印があるも

のに限り受け付けます。

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 その他

- (1) 合格者は、平成18年11月17日（金）午前9時に県庁及び受験願書を受け付けた保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。
- (2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健所又は長野県衛生部食の安全・生活衛生チームにしてください（郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。）。

食の安全・生活衛生チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

風向・風速自動測定記録計 3台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成18年10月1日から平成19年3月31日まで

(4) 借入場所

上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎

上田市常磐城835-8 自動車排出ガス測定局

中野市中央1-4-19 中野庁舎

(5) 入札方法

賃貸借料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット

電話 026（235）7177

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年7月28日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年7月27日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

地球環境チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

風向・風速自動測定記録計（超音波式） 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間	平成18年10月1日から平成19年3月31日まで
(4) 借入場所	長野市安茂里字米村1978 環境保全研究所安茂里庁舎（大気測定車あおぞら3号）
(5) 入札方法	賃貸借料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。	
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。	
(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。	
(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。	
3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット 電話 026（235）7177
4 入札手続等	
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所	ア 日時 平成18年7月28日 午前10時30分 イ 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室
(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所	ア 日時 平成18年7月27日 午後5時 イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2 (県庁専用郵便番号 380-8570) 長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット
(4) 入札保証金	政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(5) 契約保証金	政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

地球環境チーム

公告

平成18年7月10日、長野県中信平左岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年7月10日、南安曇郡有明土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年7月10日、豊野町土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成18年7月18日

長野県知事 田中康夫

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-13第12018号	有限会社和工ホーム	和方輝知	上田市平井1346-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第1696号	柳沢建設株式会社	柳沢洋一	北佐久郡軽井沢町中軽井沢22-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び建具工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第11577号	中山建設	中山久明	佐久市内山4545	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第15150号	山崎建設株式会社	山崎文子	上田市塩川3066-4	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、大工工事業及び屋根工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第15090号	有限会社三東建設	宇梶定治	上田市常磐城5-1-27	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（石工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第1082号	河合建設	河合進	小県郡長和町長久保1501	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第16621号	有限会社キクア工務店	阿部伸久	茅野市宮7296-194	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第21544号	株式会社ミハルコーポレーション	土山太	上伊那郡箕輪町大字中箕輪7964-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業及びとび・土工工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第17472号	有限会社竹内鐵工所	竹内保雄	北安曇郡松川村5721-167	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び鋼構造物工事業）の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-14第1925号	竹村組	竹村 熱	大町市大町6020	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年4月7日	平成18年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12第19604号	下川建築	下川 明	北安曇郡白馬村神城22557-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成18年4月7日	平成18年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第19128号	堀内鉄工所	堀内 義夫	上田市下之郷527-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し	平成18年4月7日	平成18年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第22615号	長野ナショナル建材株式会社	高橋 正春	上田市古里字大畑2019-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年4月7日	平成18年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第10655号	和田建業	和田 芳雄	長野市戸隠豊岡2215	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年4月10日	平成18年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第7085号	株式会社名工土木	大沢 謙一	木曾郡南木曽町読書3669-13	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成18年4月10日	平成18年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第18192号	中信屋根工事業協同組合	杉浦 靖夫	松本市中央1-23-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業)の取消し	平成18年4月10日	平成18年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第17125号	有限会社シナノ電設	北村 富男	佐久市臼田1050-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成18年4月11日	平成18年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第18978号	株式会社エフジ一建設	降旗 昇	松本市庄内2-6-23	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年4月12日	平成18年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第4186号	花岡工業	花岡 茂光	岡谷市川岸東1-8-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業、石工事業及び造園工事業)の取消し	平成18年4月13日	平成18年3月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-13第10014号	御代田建基事業協同組合	鈴木邦男	北佐久郡御代田町大字馬瀬口835-23	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成18年4月19日	平成18年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第10460号	株式会社みのり建設	宮坂典利	諏訪郡富士見町富士見11693-7	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年4月20日	平成18年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第15130号	有限会社宮林設備	宮林邦夫	上田市本郷587-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年4月20日	平成18年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第16259号	有限会社丸美屋建設	北原龍雄	伊那市高遠町藤沢147	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成18年4月24日	平成18年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第18494号	東部管工	田中信一	伊那市高遠町上山田1844	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成18年4月24日	平成18年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15第22321号	有限会社高橋建工	高橋公位	安曇野市明科中川手4137	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成18年4月25日	平成18年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第11748号	内堀建設	内堀照善	北佐久郡軽井沢町大字追分540	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成18年5月8日	平成18年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第22177号	有限会社エムエスティ	上條孝	松本市石芝4-2-24	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年5月9日	平成18年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第11075号	大手機械株式会社	高山幸夫	松本市渚3-10-30	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年5月9日	平成18年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-16第20360号	株式会社田村工務店	田 村 敏 男	長野市真島町真島 1221-24	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年 5月8日	平成18年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第19904号	霜鳥住建有限会社	霜 鳥 文 夫	千曲市大字八幡 2080	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成18年 5月8日	平成18年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15第20676号	脇嶋通信工業株式会社	脇 嶋 光 美	長野市篠ノ井小森 562-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成18年 5月8日	平成18年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第11739号	有限会社小林正信工務店	小 林 宗	長野市松代町東寺尾 3471-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成18年 5月10日	平成18年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13第1431号	伊藤建設株式会社	伊 藤 寛 臣	下伊那郡阿智村浪合 837	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年 5月11日	平成18年3月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第21888号	有限会社但馬屋	田 島 英 征	下伊那郡阿南町新野 271	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年 5月11日	平成18年3月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第7652号	光栄電設株式会社	古岩井 甫	長野市大字大豆島 5185-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成18年 5月12日	平成18年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第20314号	有限会社畠工務店	畠 成治郎	長野市大字川合新田 1092-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成18年 5月15日	平成18年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16第22733号	有限会社アイ・リンクス	竹 内 博 敏	上田市別所温泉 1071	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び造園工事業)の取消し	平成18年 5月18日	平成18年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-13第7282号	上田土木工業株式会社	竹内博敏	上田市岡96-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(水道設備工事業)の取消し	平成18年5月18日	平成18年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第15100号	堀之内建設	堀之内喜代美	上田市生田3205-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年5月18日	平成18年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第4087号	有限会社真田設備	土屋登	上田市大字住吉689	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成18年5月18日	平成18年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14第12803号	有限会社堀内工務店	堀内健夫	上田市福田60-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成18年5月18日	平成18年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第375号	北原工務店	北原幸人	伊那市伊那部4774-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成18年5月18日	平成18年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14第3269号	株式会社原鉄	原茂	飯田市大門町26	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成18年5月18日	平成18年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第21642号	株式会社富倉屋	深堀久男	長野市稲里1-8-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年5月18日	平成18年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13第16663号	有限会社コスマス電気	横道克夫	木曽郡上松町大字荻原2020-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成18年5月23日	平成18年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第8734号	愛電土木株式会社	桑原啓和	長野市大字大豆島1999-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年5月23日	平成18年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-17第22799号	宝電業株式会社	藤沢秀弘	長野市中御所3-10-8	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	平成18年5月26日	平成18年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-17第22799号	宝電業株式会社	藤沢秀弘	長野市中御所3-10-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成18年5月26日	平成18年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17第17727号	有限会社太田鉄工所	太田健正	長野市松代町西条3768	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し	平成18年5月29日	平成18年5月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

国土活用支援チーム

公告

駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年7月18日

長野県上伊那地方事務所長 竹松政博

理事

新任

氏名	住所
下島健治	駒ヶ根市中沢12648番地
山本修	駒ヶ根市中沢2528番地
原晋一	駒ヶ根市下平1260番地

重任

氏名	住所
伊藤和正	駒ヶ根市東伊那636番地
滝沢好雄	駒ヶ根市東伊那2760番地
北原正一	駒ヶ根市中沢3440番地3
山口久人	駒ヶ根市中沢1827番地2

退任

氏名	住所
松井昭彦	駒ヶ根市中沢12022番地
所河寿一	駒ヶ根市中沢2844番地
北村義夫	駒ヶ根市下平3531番地

監事

新任

氏名	住所
北原清治	駒ヶ根市中沢11994番地
林孝夫	駒ヶ根市中沢3535番地
所河寿一	駒ヶ根市中沢2844番地
北村義夫	駒ヶ根市下平3531番地

重任

氏名	住所
松崎勝彦	駒ヶ根市東伊那306番地

退任

氏名	住所
下島庫男	駒ヶ根市飯坂二丁目20番18号
森安勝	駒ヶ根市中沢3640番地1
野溝幸雄	駒ヶ根市中沢2850番地1

辰野俊治 駒ヶ根市下平2158番地1

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年7月18日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山強

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務
平成18年度後期 水道料金徴収業務等委託業務(2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。(3) 履行期間
平成18年10月1日から平成19年3月31日まで(4) 履行場所
長野県企業局上田水道管理事務所及び川中島水道管理事務所管内(5) 最低制限価格
設定有り

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 水道料金の検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務等に関し、業務を迅速に行う体制が整備されている者で、当該業務委託の内容を確実に履行できると認められる者であること。

3 競争入札参加資格の確認手続

- (1) 本競争入札の参加希望者は、平成18年7月25日（火）午前10時までに長野県企業局経営企画チームに連絡の上、7月31日（月）から8月4日（金）までの間において実施する競争入札参加資格の確認を受けてください。

ただし、「平成17年度後期 水道料金徴収業務等委託業務」の入札に参加した者は、競争入札参加資格の確認は必要ありません。

なお、所定の期間内に競争入札資格の確認を受けなかった者及び確認手続の結果業務が確実に履行できないと判断された者は、本競争入札に参加できません。

(2) 資料の提出

競争入札参加資格の確認を受ける際は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 委託業務を実施するための職員体制及び職員の業務分担を明らかにした書類

イ 検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開閉栓業務、宿日直業務及び接遇についてのマニュアル（書式任意）

(3) その他

ア 確認のために必要な資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。

イ 提出された資料は、提出した者に無断で競争入札参加資格の確認以外の目的に使用しません。

ウ 提出された資料の訂正及び差し替えはできません。

(4) 確認結果の通知

平成18年8月7日（月）までに書面により通知します。

(5) 入札参加資格がないものとされた者に対する理由の説明

ア (4)の通知により入札参加資格がないものとされた者は、その理由についての説明を求めるることができます。

イ アの説明を求めようとする者は、平成18年8月9日（水）までに、書面（書式任意）を長野県企業局経営企画チームに持参して提出してください。

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに競争入札参加資格の確認手続についての問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局経営企画チーム

電話 026 (235) 7372

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成18年8月11日（金） 午後1時30分

イ 場 所 長野県庁本庁舎7階 企業局会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

経営企画チーム